平成２５年（フ）第１７３号
仙台市泉区松陵４丁目37番地の３
債務者　仙台フーズ株式会社
代表者代表取締役　小俣　和明
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　皆川　　潤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前10時
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
兵庫県西脇市坂本50番地の１
債務者　有限会社西山工業所
代表者代表取締役　西山　　樹
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　立花　隆介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午前11時
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第７６号
愛知県犬山市大字羽黒字貴船浦20番地10
債務者　有限会社ヒロ
代表者取締役　宮地　信弘
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡　　嗣人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月２日午前11時15分
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３３６号
堺市南区小代129番地
債務者　株式会社泉北自販
代表者代表取締役　川島　　太
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂下　泰啓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
兵庫県赤穂市坂越1015番地
債務者　株式会社ＭＳＫ
代表者代表取締役　前田　稔朗
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後１時30分
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１０号
熊本県山鹿市鹿北町多久1047番地３
債務者　野中　貞臣
１　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙瀬　真哉
４　破産債権の届出期間　平成25年５月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２５年（フ）第２３号
北海道北見市双葉町１丁目２番４―26号
債務者　髙橋　純一
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横田　大樹
４　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
北海道北見市双葉町１丁目２番４―26号
債務者　髙橋　宏美
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横田　大樹
４　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
北海道北見市北進町５丁目15番33号
債務者　澤田不二夫
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横田　大樹
４　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第１４２７号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番14号、事業所所在地大阪市西区新町１―24―８　Ｂ１Ｆ
債務者　ビートルズこと　美馬　孝治
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和田　慎也
４　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５３５号
大阪府寝屋川市大利町38番12号
債務者　田代　直樹
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　亮平
４　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６５号
福岡県朝倉市小田745番地１
債務者　吉井　久用
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八尋　光良
４　破産債権の届出期間　平成25年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４５号
福岡市南区警弥郷３丁目28番18号
債務者　中村　捨雄
１　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　亮一
４　破産債権の届出期間　平成25年５月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午前10時50分
６　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５号
秋田県鹿角市十和田岡田字琴平岱62番地10
債務者　伊藤　京子
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　謙治
４　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第３１号
福島市沖高字吉原１番地の24、従前の住所福島市笹谷字稲場22番地の19―201―レクエルドⅠ、住民票上の住所福島県伊達市保原町字弥生町20番地18
債務者　遠藤　浩二
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　晴隆
４　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
福島地方裁判所